

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	耐震機電 18 R0
提出年月日	令和3年6月9日

設工認に係る補足説明資料

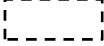
耐震設計の基本方針に関する
新たに適用した減衰定数について

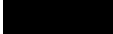
目次

1. 概要	1
2. 減衰定数の適用について	2
2.1 減衰定数の適用状況	2
2.2 新たに適用した減衰定数	3
3. まとめ	3

参考資料－1 クレーン等の減衰定数

参考資料－2 配管系に対する減衰定数

: 後次回申請において提示

: 商業機密の観点から公開できない箇所

1. 概要

本資料は、再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 燃料加工施設の設計基準対象施設及び再処理施設、MOX 燃料加工施設の重大事故等対処施設に対する基本方針を補足説明するものである。

今回設工認における機器・配管系の耐震評価は、既設工認時より用いている原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1991追補版（以下、「JEAG4601」という。）に基づいた減衰定数に加え、新たに適用した減衰定数を用いて評価を行っている。

新たに適用した減衰定数としては、鉛直方向の減衰定数及び最新知見に基づいた減衰定数があり、これら減衰定数は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂（平成18年9月19日 原子力安全委員会決定）により、鉛直方向に対する動的地震力が導入されたこと及び新規制基準で基準地震動を変更したことに伴い適用するものである。

鉛直方向の減衰定数及び最新知見に基づいた減衰定数は、設工認添付書類の地震応答解析の基本方針に示している。

ここでは、新たに適用した減衰定数に対する考え方を示す。なお、そのうち第1回申請においては、第1回申請設備に適用している減衰定数の考え方について示す。

2. 減衰定数の適用について

2.1 減衰定数の適用状況

評価に用いる減衰定数は、JEAG4601に基づき、設備の種類や構造等により選定した上で適用しており、JEAG4601に規定されている減衰定数と今回設工認の評価にて用いる減衰定数の比較を表1に示す。

第1回申請設備である安全冷却水B冷却塔及び配管系については、既設工認より用いているJEAG4601に基づいた減衰定数及び新たに適用した鉛直方向の減衰定数を用いている。

表1 地震応答解析の基本方針に記載の減衰定数とJEAG4601の比較

設備	減衰定数 (%)			
	水平方向		鉛直方向	
	JEAG 4601	今回 ^{※1} 設工認	JEAG 4601	今回 ^{※1} 設工認
溶接構造物	1.0	同左	—	1.0
ボルト及びリベット構造物	2.0	同左	—	2.0
ポンプ・ファン等の機械装置	1.0	同左	—	1.0
空調用ダクト	2.5	同左	—	2.5
電気盤	4.0	同左	—	1.0 ^{※2,3}
クレーン	1.0	1.0~2.0 ^{※3}	—	1.0~2.0 ^{※3}
燃料取扱装置	1.0	1.0~2.0 ^{※3}	—	1.0~ 1.5(2.0) ^{※3,4}
配管系	0.5~2.5	0.5~3.0 ^{※3}	—	0.5~3.0 ^{※3}

※1：今回設工認において当社が適用する減衰定数

※2：鉛直方向が剛体挙動を示す電気盤は1.0%とする

※3：後次回申請時に設備構造を踏まえた適用条件、適用性について示す

※4：（ ）外は、燃料取扱装置のトリ位置が端部にある場合

（ ）内は、燃料取扱装置のトリ位置が中央部にある場合

次項にて新たに適用した減衰定数の考え方を示す。

2.2 新たに適用した減衰定数

第1回申請設備では、新たに適用した減衰定数のうち鉛直方向の減衰定数を適用している。また、後次回申請設備では最新知見に基づいた減衰定数を適用している。

ここでは、新たに適用した減衰定数の考え方を以下に示す。

(1) 鉛直方向の減衰定数

鉛直方向の減衰定数の考え方は、設備全体を一つの振動系とした場合の振動性状から定めているため、方向によらず振動性状が同じであるとして鉛直方向の減衰定数は水平方向と同じ値を用いている。

(2) 最新知見に基づいた減衰定数

最新知見に基づいた減衰定数は、試験・研究で得られた値を用いており、これらの減衰定数の適用に当たっては、各設備の構造を踏まえた適用条件、適用性を確認する必要がある。最新知見に基づいた減衰定数を適用しているクレーン、配管等に対しては、後次回申請時にて適用性等を示す。

3. まとめ

第1回申請設備においては、既設工認時より用いているJEAG4601に基づいた減衰定数及び新たに適用した鉛直方向の減衰定数を適用しており、鉛直方向の減衰定数は水平方向と同じ値を用いている。

なお、最新知見に基づいた減衰定数は後次回申請設備のクレーン、一部の配管等に用いており、設備構造を踏まえた適用性等について後次回申請時に本補足説明資料にて説明する。